

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 12 月 15 日

■■■■ (以下「甲」という。)と ■■■■ (以下「乙」という。)とは、後記表示の私道 (以下「本件私道」という。) に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署 (記) 名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族 (乙への来訪者を含む。) 並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行 (車両を含むものとする。以下「通行等」という。)
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管 (上下水道・ガス管等) の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等 (工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。) の実施
 - (3) 甲は前項の手続きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。

2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。

- (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないように注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊 (地中配管等を含む。) を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。

3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡 (相続、贈与も含む) する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾 (以下「本件承諾」という。) を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。

乙は、乙所有地を第三者に譲渡 (相続、贈与含む) する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。

なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 7 ②97 番 26

【地目】①宅地 ②公衆用道路

【地積】①27.84 m² ②1.56 m²

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 5 ②97 番 6

【地目】①宅地 ②宅地

【地積】①67.47 m² ②15.24 m²

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

以上

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 12 月 12 日

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行（車両を含むものとする。以下「通行等」という。）
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施
 - (3) 甲は前項の手続きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。
- 2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。
 - (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないように注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
 - (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- 3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。
乙は、乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。
なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97 番 25

【地目】宅地

【地積】15.20 m²

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 5 ②97 番 6

【地目】①宅地 ②宅地

【地積】①67.47 m² ②15.24 m²

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

以上

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 12 月 12 日

■■■■■（以下「甲」という。）と■■■■■（以下「乙」という。）とは、後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。
その証として、本書2通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その1通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行（車両を含むものとする。以下「通行等」という。）
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施
 - (3) 甲は前項の手續きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。
- 2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。
 - (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないよう注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
 - (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- 3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対しても第1項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。
乙は、乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与含む）する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。
なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97 番 14

【地目】宅地

【地積】15.22 m²

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 5 ②97 番 6

【地目】①宅地 ②宅地

【地積】①67.47 m² ②15.24 m²

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

以上

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 / 2 月 12 日

■■■■ (以下「甲」という。)と ■■■■ (以下「乙」という。)とは、後記表示の私道 (以下「本件私道」という。) に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署 (記) 名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族 (乙への来訪者を含む。) 並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行 (車両を含むものとする。以下「通行等」という。)
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管 (上下水道・ガス管等) の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等 (工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。) の実施
 - (3) 甲は前項の手續きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。

2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。

- (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないように注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊 (地中配管等を含む。) を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。

3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡 (相続、贈与も含む) する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾 (以下「本件承諾」という。) を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。

乙は、乙所有地を第三者に譲渡 (相続、贈与含む) する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。

なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

以上

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97 番 20

【地目】宅地

【地積】12.18 m²

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 5 ②97 番 6

【地目】①宅地 ②宅地

【地積】①67.47 m² ②15.24 m²

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 12 月 10 日

■■■■■（以下「甲」という。）と ■■■■■（以下「乙」という。）とは、
後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書2通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その1通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行（車両を含むものとする。以下「通行等」という。）
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施
 - (3) 甲は前項の手續きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。
- 2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。
 - (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないよう注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
 - (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- 3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対しても第1項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。
乙は、乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与含む）する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。
なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

甲 住所 ■■■■■

氏名 ■■■■■

乙 住所 ■■■■■

氏名 ■■■■■

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97番3

【地目】宅地

【地積】14.10㎡

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97番5 ②97番6

【地目】①宅地 ②宅地

【地積】①67.47㎡ ②15.24㎡

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

以上

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 12 月 10 日

〔以下「甲」という。〕と〔以下「乙」という。〕とは、後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行（車両を含むものとする。以下「通行等」という。）
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施
 - (3) 甲は前項の手續きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。
- 2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。
 - (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないように注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
 - (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- 3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。
乙は、乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与含む）する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。
なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97 番 10
【地目】公衆用道路
【地積】14 m²

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 5 ②97 番 6
【地目】①宅地 ②宅地
【地積】①67.47 m² ②15.24 m²

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

以上

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 2 年 12 月 10 日

■■■■■（以下「甲」という。）と■■■■■（以下「乙」という。）とは、後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書 2 通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その 1 通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行（車両を含むものとする。以下「通行等」という。）
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施
 - (3) 甲は前項の手続きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。
- 2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。
 - (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないように注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
 - (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- 3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対しても第 1 項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。
乙は、乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与含む）する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。
なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

甲 住所 ■■■■■

氏名 ■■■■■ 印

乙 住所 ■■■■■

氏名 ■■■■■

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97 番 16
【地目】宅地
【地積】18.28 m²

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97 番 5 ②97 番 6
【地目】①宅地 ②宅地
【地積】①67.47 m² ②15.24 m²

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者

以上

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 ² 12月10日

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
後記表示の私道（以下「本件私道」という。）に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として、本書2通を作成し、甲・乙署（記）名捺印のうえ各その1通を保有する。

- 1、甲は、甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾する。
 - (1) 乙及びその家族（乙への来訪者を含む。）並びに次号の工事施工業者による本件私道の無償通行（車両を含むものとする。以下「通行等」という。）
 - (2) 本件私道内において乙の所有地に係る各種配管（上下水道・ガス管等）の埋設・交換・修繕等を行うための掘削工事及びそれに付随する工事等（工事車両の本件私道内一時駐停車を含む。以下「掘削工事等」という。）の実施
 - (3) 甲は前項の手続きにおいて必要な場合は、その旨の承諾書を乙に交付し、または、関係行政庁等への提出に協力する。
- 2、乙は前項各号の本件私道の使用に際し、以下の事項を遵守することを甲に確約する。
 - (1) 通行等について、乙は本件私道に損壊を生じさせないように注意を払った上で行うものとし、万一、損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
 - (2) 掘削工事等は、乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者をして関係法令、所轄行政庁指導を遵守させ、適切に行わせるものとし、万一、本件私道に損壊（地中配管等を含む。）を生じさせた場合、乙はその責任と負担において遅滞なく原状回復工事を行うこと。
- 3、甲は、乙が本件私道に接する乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与も含む）する場合、当該第三者に対しても第1項の承諾（以下「本件承諾」という。）を行うとともに、甲が本件私道を第三者に譲渡する場合も当該第三者に対し、本件承諾内容を承継させるものとする。
乙は、乙所有地を第三者に譲渡（相続、贈与含む）する場合、当該第三者に対し、前項の乙の確約事項を承継させるものとする。
なお、譲渡される第三者が宅地建物取引業者の場合は、事業目的により譲渡を受けるため、その譲渡を受けた宅地建物取引業者から取得する者に対しても、本件承諾を行うとともに、前項の確約事項を承継させるものとする

以上

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

本件私道の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 97番27
【地目】公衆用道路
【地積】1.00㎡

乙所有地の表示

【所在地番】さいたま市桜区新開一丁目 ①97番5 ②97番6
【地目】①宅地 ②宅地
【地積】①67.47㎡ ②15.24㎡

(注) 甲・・・私道所有者 乙・・・依頼者